

退職給与引当金取扱要領

江戸川区財務諸表作成事務取扱要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 16 条に規定する退職給与引当金及び要綱第 61 条第 13 号に規定する退職給与引当金繰入額の算出等については、以下のとおり取り扱うものとする。

1 退職給与引当金の算出

(1) 退職給与引当金の意義

退職給与引当金とは、退職給与引当金を算出しようとする年度（以下、「対象年度」という。）の末日において、自己都合により退職すると仮定した場合の一般職及び特別職の退職手当要支給額をいう。

(2) 算出方法

区全体の退職給与引当金

退職手当要支給額は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律 94 号。以下「法」という。）及び「法施行規則」（平成 20 年総務省令第 8 号）に規定する算出方法に準じ、法に規定する健全化判断比率等に係る算定様式により算出する。

各歳出目の退職給与引当金

区全体の退職給与引当金を各歳出目における給料の支出額の割合で按分し、総務部職員課が算出する。

各歳出目の退職給与引当金

$$\begin{aligned} &= \text{区全体の退職給与引当金} \times \text{当該歳出目の給料の支出額} \\ &\div \text{区全体の給料（一般会計 + 特別会計）の支出額} \end{aligned}$$

同一歳出目内各中事業の退職給与引当金

別に定める基準に基づいて算定した按分率により、各主管課が算出する。

特別会計の退職給与引当金

に準じ、歳出目を特別会計と読み替えて、総務部職員課が算出する。

(3) 算出主体

総務部職員課及び各主管課が算出する。

2 退職給与引当金繰入額の算出

(1) 退職給与引当金繰入額の意義

退職給与引当金繰入額とは、退職給与引当金の当期発生額をいう。

(2) 算出方法

退職給与引当金繰入額又は戻入額の算出は、決算整理において、課別に、かつ、一般会計・特別会計ごとに行う。その計算式は次のとおりとする。

なお、計算の結果が負数になった場合は、行政コスト計算書の特別収入に、退職給与引当金戻入額として計上する。

区全体の退職給与引当金繰入額又は戻入額

区全体の退職給与引当金繰入額又は戻入額

= 対象年度末の退職手当要支給額 - 対象年度末の退職給与引当金残高

対象年度末の退職給与引当金残高

= 対象年度の前年度末の退職手当要支給額

- 対象年度における退職手当支給額

各歳出目の退職給与引当金繰入額

区全体の退職給与引当金繰入額又は戻入額を各歳出目における給料の支出額の割合で按分し、総務部職員課が算出する。

各歳出目の退職給与引当金繰入額又は戻入額

= 区全体の退職給与引当金 × 当該歳出目の給料の支出額

÷ 区全体の給料（一般会計 + 特別会計）の支出額

同一歳出目内各中事業の退職給与引当金繰入額

別に定める基準に基づいて算定した按分率により、各主管課が算出する。

特別会計の退職給与引当金繰入額

に準じ、歳出目を特別会計と読み替えて、総務部職員課が算出する。

(3) 算出主体

総務部職員課及び各主管課が算出する。

3 退職給与引当金及び退職給与引当金繰入額の計上（入力）

各歳出目への繰入額は、職員課より主管課に通知する。

1 及び 2 で算出した退職給与引当金及び退職給与引当金繰入額について、主管課は財務会計システムにより、通知金額を入力する。

4 その他

退職手当の支出額は、総務部職員課において一括して執行されている。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。